平成２８年（フ）第３００９号
東京都大田区東六郷３丁目16―２―410
債務者　若森　竜二
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０１２号
東京都葛飾区高砂２丁目24―11―201
債務者　神谷　節子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２４号
東京都大田区大森東５丁目11―６―202
債務者　遠藤名津子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３３号
埼玉県川口市前川１丁目13―９　レオネクストリモーネＶ104
債務者　西山鋼平こと　趙　　鋼平
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３４号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目39―５―101
債務者　岡本　詩織（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３５号
東京都港区三田４丁目19―21―312
債務者　河野　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０３９号
大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁452―２―203
債務者　児玉　弥生
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４０号
東京都世田谷区世田谷２丁目11―14―103
債務者　奥野　聖羅
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４５号
東京都江東区東雲２丁目４－１－923
債務者　板垣　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４６号
東京都江東区東雲２丁目４－１－923
債務者　板垣　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４７号
東京都練馬区大泉町６丁目29―16―603
債務者　小佐部智徳
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０４８号
東京都練馬区大泉町６丁目29―16―603
債務者　小佐部友子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０５１号
東京都板橋区板橋３丁目13―10―202
債務者　渡邊　隆史
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０５６号
東京都世田谷区駒沢４丁目１－23―402
債務者　上妻　志保（旧姓子安）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０５９号
東京都板橋区蓮根２丁目31―28　平井方302
債務者　大岩　信二
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０６０号
東京都豊島区上池袋４丁目５－８－104
債務者　鈴木　知子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部